

安全だより

平成31年1月15日

安全就業30-10号

平成31年

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、平素から当シルバー人材センター事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の現状は少子高齢化という国難と呼ぶべき危機に直面しております。特に労働力人口が減少している状況の下、家庭や地域、職場でそれぞれの能力を発揮でき生きがいを感じることでできる高齢者の就業を目的としているシルバー人材センターの役割も重要かつ期待が高まっている中、当地域を見ますと梅雨明け後の猛暑、秋雨前線による長雨、10月には、超大型の台風21号・24号等により、昨年度と同様に今年度も作業時間の短縮や作業日程の遅延など影響を受けたものの、会員各位のご努力により、配分金では昨年度実績をほぼ維持できる見通しですが、昨今のセンターを取り巻く環境は依然として厳しく、今後の法人運営に支障を期たす恐れがあると危惧されていることから、運営費等確保を図るため、本年4月1日より事務費2%アップの10%とさせて頂くこととなりました。引き続きセンターでは、地域社会の担い手としてきめ細やかな役割を果たし、「地域のお役に立つ」をスローガンに、頑張っ参りたいと思っておりますので、会員皆様の更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、皆様の益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。

理事長 石井由己雄

公益社団法人 東部広域シルバー人材センター

季節のたより

2018年の世相を一字で表す「今年の漢字」として「災」が決まったように、昨年は6月の大阪府北部地震、9月の北海道胆振東部地震や西日本豪雨など自然災害が多発し、9月に発生した台風24号は河口湖で最大風速41.9メートルを記録するなど県内にも多くの被害を及ぼしました。

さて、この冬も晴天が続き日中は暖かい日も多いですが、20日には大寒を迎え、寒さがさらに厳しくなり急激な気温の変化も予想されますので、会員のみなさま体調の管理に注意して下さい。

配分金に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターから提供された業務で就業し、得た配分金収入は所得税法上「雑所得」に区分されます。

1. 原則として雑所得の総収入から必要経費の全額を控除できます。
配分金収入に係わる必要経費の額が65万円以上ある場合は、必要経費の全額が控除できます。
2. 必要経費の額が65万円未満の場合は、65万円を上限として控除できます。
3. 公的年金を受給している場合は、配分金収入と別に公的年金等控除を行えます。
4. 給与収入のある方も給与所得控除があります。

※詳しくは、裏面の「配分金収入に対する所得税の取り扱いについて」を参考にして下さい。

また、支払明細書は各自で大切に保管し、申告等の際にご使用下さい。

「事故防止、急ぐな、あせるな、気を抜くな」

(29年度から31年度まで安全就業全国統一スローガン)